

「ドローン」による撮影映像等のインターネット 上での取扱いに係るガイドライン骨子（案）

平成27年5月28日

総 務 省

1. 経緯・目的(1)

- 高性能の小型無人機(いわゆるドローン)が普及しており、このドローンを利用すれば、**一般人の目の届かない民家やマンションの部屋の中などを住民の同意なしに空から撮影することも可能**である。
- ドローンを利用して被撮影者の同意なしに映像等を撮影し、インターネット上で公開することは、民事・刑事・行政上のリスクを負うことになる。
 - ① **プライバシー侵害等**の行為が行われた場合、民事上、撮影者は被撮影者に対して、不法行為に基づく損害賠償責任を負うこととなる。
 - ② また、浴場、更衣場や便所など人が通常衣服をつけないでいるような場所を撮影した場合には、刑事上、**軽犯罪法や各都道府県の迷惑防止条例**の罪に該当し、処罰されるおそれがある。
 - ③ 更に、個人情報取扱事業者による撮影の場合には、無断での撮影行為は不正の手段による個人情報の取得として、**個人情報保護法**の違反行為となるおそれがある。
- 特に、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とした場合においては、当該映像等にプライバシーや肖像権などの権利を侵害する情報が含まれていたときは、インターネットによる情報の拡散により、権利を侵害された者への影響が極めて大きく、当該映像等は**人格権に基づく「送信を防止する措置」の対象**ともなる。
- このため、ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者に求められる取組をガイドラインとしてとりまとめる。

1. 経緯・目的(2)

- 本ガイドラインは、ドローンを利用して撮影した者が被撮影者に対してプライバシー侵害等として損害賠償責任を負うことになる場合の予見可能性を高めることに資するとともに、ドローンによる撮影行為が個人情報保護法第17条に規定される「偽りその他不正の手段」に当たるとして同法違反とされる蓋然性を低くするための取組を例示することにより、**個人情報保護法の適用の予見可能性を高める**ことに資するものである。
- また、撮影映像等をインターネット上で公開するサービスを提供する電気通信事業者に対して、撮影映像等への送信防止措置の要請を受けたときの対応を例示することにより、**電気通信事業者が被撮影者・発信者に対して損害賠償責任を負うことになる場合の予見可能性を高める**ものである。
- なお、過去総務省では、公道から撮影した道路周辺の画像を編集し、インターネット上で閲覧可能となるよう公開するサービス(例:Google社のストリートビュー)について、サービス開始当初、プライバシーや肖像権の侵害である等の指摘がなされたことから、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において論点を整理し、サービス提供者に求められる取組として、「撮影態様の配慮」や「ぼかし処理」等を提言し、関係事業者に要請を行っている。

2. 撮影映像等のインターネット上の取扱に係る考え方(1)

< 基本的考え方 >

- ドローンによる映像等の撮影・インターネット上での公開は、科学調査や被災状況調査、防犯、インフラ監視、救助活動など様々な分野での利用が可能であり、社会的な意義が認められるケースもある。
- 他方、ドローンによる撮影行為により、**プライバシーや肖像権といった権利を侵害する可能性**がある。撮影行為の違法性は、一般的には、①撮影の必要性(目的)、②撮影方法・手段の相当性、③撮影対象(情報の性質)等を基に、総合的にかつ個別的に判断されるものとされている。
- また、撮影行為が違法とされる場合には、当該映像等をインターネット上で閲覧可能とした場合、インターネットによる情報の拡散により、権利を侵害された者への影響が極めて大きく、当該映像等はプロバイダ責任制限法における「送信を防止する措置」の対象ともなる。
- 具体的に権利侵害となるかについては、プライバシー侵害の場合には、**個別具体的な事情を考慮した上で公開する利益と公開により生じる不利益とを比較衡量**して判断され、肖像権侵害の場合には、個別具体的な事情を考慮した上で、**侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうか**により判断されることになると考えられ、個別に判断する必要がある。
- このガイドラインでは、特に問題となりうる場合が多いと考えられるプライバシーや肖像権との関係についての考え方を主に検討した上で、具体的に求められる取組を示すこととする。

2. 撮影映像等のインターネット上の取扱に係る考え方(2)

<プライバシーとの関係>

- プライバシーについては、公開する利益と公開により生じる不利益との比較衡量により侵害の有無が判断されることになるが、一般に、個人の住所とともに当該個人の住居の外観の写真が公表される場合には、プライバシーとして法的保護の対象になり得ると考えられている。屋内の様子、車両のナンバープレート及び洗濯物その他生活状況を推測できるような私物が写り込んでいる場合にも、内容や写り方によっては、プライバシーとして法的保護の対象となる可能性がある。
- ドローンの飛行が自らの私有地や飛行が認められている公共の場における*ものであっても、住居の塀よりも高い上空を飛行するのが一般的で、**通常は塀によって人の視界に入らない映像等を撮影可能であることからすると、撮影・インターネット上での公開は、プライバシー侵害の危険性は高い**。したがって、①住宅地にカメラを向けないようにするなど撮影態様に配慮する、②人の顔や車両のナンバープレート、住居内の生活状況を推測できるような私物にぼかし処理等を施すなど、**プライバシー保護の措置をとらなければプライバシー侵害となるおそれがある**と考えられる。

* 私有地の場合は、民法の規定により土地の所有権は「その土地の上下に及ぶ」ため、他人の土地の上空での飛行は土地所有者の許可が必要。公共の場であっても、航空法により空港付近や航空路内の高度150m以上では飛行禁止、また、公道上空での飛行は道路交通法の規制の対象となる可能性がある。また、地方自治体では、既存の公園条例や庁舎管理規則などを活用し、公園や庁舎など管理区域での使用を禁止する動きが広がっている。

- なお、**具体的なプライバシー侵害の有無と程度は、個々の写真の内容や写り方によって異なるため一概にはいえない**。

2. 撮影映像等のインターネット上の取扱に係る考え方(3)

<肖像権との関係>

- 肖像権についても、公開する利益と公開により生じる不利益との比較衡量により侵害の有無が判断されることになる。公道やそれに準じた公共の場における人の容貌等を撮影・公開した事案については、複数の裁判例によれば、**公共の場において普通の服装・態度でいる人間の姿を撮影・公開することは受忍限度内として肖像権侵害が否定されることが多い。**(肖像権侵害を肯定した事例においては、特定の個人に焦点を当ててその容貌を大写していること等の事情が重視されており、公共の場の情景を流して撮影したにすぎないような場合には肖像権侵害は否定されるという方向性が示唆される。)
- 公共の場での情景を機械的に撮影しているうちに人の容貌が入り込んでしまった場合は、特定の個人に焦点を当てるというよりは公共の場の情景を流すように撮影したものに類似する。したがって、**ごく普通の服装で公共の場にいる人の姿を撮影したものであって、かつ、容貌が判別できないようにぼかしを入れたり解像度を落として公開したりしている限り、社会的な受忍限度内として肖像権の侵害は否定されると考えられる。**
- ただし、風俗店等に出入りする姿等公道であっても撮影、公開されることを通常許容しないと考えられる画像や、他人の住居内の生活状況を推測できるような画像の場合、肖像権侵害となるかどうかは、プライバシーと同様に最終的には事例ごとの個別判断とならざるを得ない。
- また、例えば、ドローンで産業廃棄物の違法投棄を行う者を追跡し、顔写真やナンバープレートの撮影に成功した場合など、「撮影そのものは公益目的で許されるが、映像等の公開は肖像権侵害にあたる」とされる可能性があるケースもある。

2. 撮影映像等のインターネット上の取扱に係る考え方(4)

<肖像権との関係>(続き)

(参考)肖像権侵害に関する最高裁判決

最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決(和歌山毒カレー事件報道事件 民集59・9・6)

「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する。もっとも、人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」

3. 具体的に求められる取組(1)

ドローンによる映像等の撮影・インターネット上での公開を行う者は、撮影の際には被撮影者の同意を取ることが前提としつつ、同意を取ることが困難な場合には、以下のような措置を行うことが求められる。

なお、プライバシー侵害等に当たるかどうかは、画像の内容や写り方に左右される面が大きく、**最終的には事例ごとの判断**となるため、ドローンによる映像の撮影・インターネットでの公開を行う者に一定の法的リスクが残ることは避けられない。趣味で飛行・撮影を行うケースや興味本位で映像等を収集するケースなど、ドローンの飛行自体に公益的な目的が認められない場合は、そのリスクが大きくなるものと考えられる。(個人のプライバシーに係る情報の収集を目的として撮影することは違法性が高い。)

<具体的に求められる取組>

(1) 住宅地にカメラを向けないようにするなど撮影態様に配慮すること

- ドローンは住居の塀よりも高い上空を飛行することが一般的であることから、公共の場等からの撮影であっても、**住宅地周辺を飛行する場合には、住居の中、洗濯物等が画像に入り込まないように、住宅地にカメラを向けないようにすること。**
- 特に、高層マンション等の場合は、ドローンのカメラが水平に撮影することによって住居内が丸見えとなることから、**高層マンション等に水平にカメラを向けないようにすること。**
- 住宅地周辺を飛行する場合には、ライブストリーミングによる**リアルタイム動画配信サービス**を利用して、**撮影映像等を配信しないこと。**

3. 具体的に求められる取組(2)

- (2) プライバシー侵害の可能性がある撮影映像等にぼかしを入れるなどの配慮をすること
- 仮に、人の顔やナンバープレート、表札、住居の外観、住居内の住人の様子、洗濯物その他生活状況を推測できるような私物が撮影映像等に映り込んでしまった場合には、**プライバシー侵害として法的保護の対象になることがあるため、これらについては削除、撮影映像等にぼかしを入れるなどの配慮をすること。**
- (3) 撮影映像等をインターネット上で公開するサービスを提供する電気通信事業者においては、削除依頼に対する対応を適切に行うこと
- 送信防止措置の依頼に対し、**迅速かつ容易に削除依頼ができる手続を整備**すること。その手続は、インターネットを利用しない一般市民でも容易に利用可能であるよう、インターネット上で削除依頼を受け付けるだけでなく、サービスの提供範囲等の事情も勘案しつつ、**担当者、担当窓口等を明確化することや、必要に応じて電話対応もできるようにすること。**
 - プライバシー等に関して具体的な送信防止措置の依頼があった場合には、プロバイダ等が、「プロバイダ責任制限法」の規定を踏まえて、具体的な判断や対応を実施する必要がある。民間の事業者団体等(プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会)が作成した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」では、次の①、②のように定められている。

3. 具体的に求められる取組(3)

- ① 一般私人から、被撮影者が識別可能な撮影映像等についての削除の申出があった場合には、その内容、掲載の状況から見て、本人の同意を得て撮影されたものではないことが明白なものについては、原則として送信防止措置を行っても損害賠償責任は生じない。もともと、次のア)、イ)の場合など、送信防止措置を講じず放置することが直ちにプライバシーや肖像権の侵害には該当しないと考えられる場合もありうる。

ア) 行楽地等の雰囲気を表現するために、群像として撮影された写真の一部に写っているにすぎず、特定の本人を大写しにしたものでないこと。

イ) 犯罪報道における被疑者の写真など、実名及び顔写真を掲載することが公共の利害に関し、公益を図る目的で掲載されていること。

- ② 明らかに未成年の子どもと認められる顔写真については、合理的に親権者が同意するものと判断できる場合を除き、原則として削除することができる。

(参考) 個人情報保護法との関係について

- ドローンによる撮影映像等は、①表札の氏名が判読可能な状態で写っていたり、個人の容貌につき、ぼかしなどがなく個人識別性のある情報が含まれる場合及び②個人情報取扱事業者がぼかしをかける前の映像を保存している場合には、「個人情報」に該当し、それがデータベース化されている場合には「個人情報データベース等」に該当する。
- 個人情報保護法第17条は「個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と規定している。「偽りその他不正の手段」の例としては、「不正の意図を持って隠し撮りを行う場合」が考えられる。個人情報取扱事業者が不正の意図を持って隠し撮りを行った場合には、その撮影は「偽りその他不正の手段」による個人情報の取得に当たり、個人情報保護法の違反行為となるおそれがある。
- また、撮影者が個人情報取扱事業者である場合には、個人情報に関する利用目的の特定(個人情報保護法第15条)、利用目的による制限(同法第16条)、取得に際しての利用目的の通知等(同法第18条)についても対応が必要である。
- さらに、ドローンによる撮影映像等に個人情報が含まれ、その個人情報がデータベース化されている場合、個人情報取扱事業者は安全管理措置(同法第20条)等を講じることが必要となるほか、個人情報取扱事業者が当該データを本人の同意なく公開した場合には、第三者提供の制限(同法第23条)の違反となる場合がある。
- なお、同法の対象となる個人情報取扱事業者とは、5000人分を超える個人情報データベース等を事業活動に利用する事業者であり、一般私人が趣味で撮影するケース等は同法の対象とならない。